

令和8年7月13日

公益社団法人日本建築士連合会 御中

国土交通省 総合政策局
情報政策課 建設経済統計調査室

建築工事届の記入の手引き・Q&Aについて（周知依頼）

一般社団法人日本建築士連合会におかれましては、日頃より、国土交通行政に対して格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合、建築基準法第15条第1項の規定により、建築主事を経由して都道府県知事にその旨の届出を行うこととされており、建築基準法施行規則によりその様式（建築工事届、建築物除却届）が定められております。

今般、建築工事届の作成の際に参考となるよう、「建築工事届 記入の手引き」及び「建築工事届の記入に関するQ&A」を改正しましたので、貴団体の会員の皆様への周知を行ってくださいますよう、お願い申し上げます。